

改正案

現行

別表第二（第十九条関係）

別表第二（第十九条関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
証券仲介補助簿	<p>所属証券会社等の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金銭の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>九 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等（証券会社府令第三十条第二項第七号に規定する注文執行会員等をいう。）を所属証券会社等とする証券仲介業者は、「新規又は決済の別」及び「新規権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。</p> <p>十 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等（証券会社府令第三十条第二項第七号に規定する清算執行会員等をいう。）を所属証券会社等とする証券仲介業者は、作成することを要しない。</p>

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
証券仲介補助簿	<p>所属証券会社等の自己又は委託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金銭の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込みを受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込みを受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p>

権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、空売りである場合にはその旨、注文・清算分離行為(証券会社法令第三十条第二項第七号に規定する注文・清算分離行為をいう。以下同じ。)が行われた取引に係る注文である場合には、その旨

権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、空売りである場合にはその旨